

平 成 30 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 22 日)
(第 8 号)

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○平成30年3月22日（木曜日）

議事日程（第8号）

平成30年3月22日（木）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第118号まで並びに議提議案第1号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第1号及び意見書案第2号
〔討論、採決〕
- 第4 決議案第1号
〔討論、採決〕
- 第5 議提議案第2号及び議提議案第3号
〔提案説明、採決〕
- 第6 議提議案第4号
〔採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第118号まで並びに議提議案第1号
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号
- 日程第4 決議案第1号
- 日程第5 議提議案第2号及び議提議案第3号
- 日程第6 議提議案第4号
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一

28	番	村	林	聡
29	番	小	林	正 人
30	番	服	部	富 男
31	番	津	田	健 児
32	番	中	嶋	年 規
33	番	奥	野	英 介
34	番	今	井	智 広
35	番	長	田	隆 尚
36	番	舘		直 人
37	番	日	沖	正 信
38	番	前	田	剛 志
39	番	舟	橋	裕 幸
40	番	三	谷	哲 央
41	番	中	村	進 一
43	番	青	木	謙 順
44	番	中	森	博 文
45	番	前	野	和 美
46	番	水	谷	隆
47	番	山	本	勝
48	番	山	本	教 和
49	番	西	場	信 行
50	番	中	川	正 美
(27	番	欠		員)
(42	番	欠		番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也

書 記 (議事課長)	梶 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	福 永 和 伸
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一

会計管理者兼出納局長	城 本 暁
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員 警 察 本 部 長	岡 本 直 之 難 波 健 太
代表監査委員 監査委員事務局長	山 口 和 夫 水 島 徹
人事委員会委員長 人事委員会事務局長	竹 川 博 子 山 口 武 美
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号及び意見書案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第2号から議提議案第4号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
117	調停の合意について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月9日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

戦略企画雇用経済常任委員長 濱井 初男

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
50	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
63	主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案
74	損害賠償の額の決定及び和解について
98	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年 3月10日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

環境生活農林水産常任委員長 田中 祐治

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
27	住宅宿泊事業法施行条例案
31	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
46	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
47	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案
48	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例案
49	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
59	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
62	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例案
80	第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
97	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
100	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
101	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
102	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
103	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

104	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
105	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
106	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
107	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
108	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
109	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
110	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
111	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
112	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
113	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
114	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月10日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

健康福祉病院常任委員長 奥野 英介

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5 1	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
7 1	工事請負契約について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）
7 2	工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
7 3	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事）
7 5	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月14日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

防災県土整備企業常任委員長 野口 正

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 8	三重県いじめ防止条例案
5 5	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
5 8	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
6 1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

7 6	損害賠償の額の決定及び和解について
7 7	損害賠償の額の決定及び和解について
7 8	損害賠償の額の決定及び和解について
7 9	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月14日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

教育警察常任委員長 藤根 正典

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 0	三重県部制条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
6 4	包括外部監査契約について
1 1 8	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
議提1	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、議提議案第1号は否決、その他の議案は可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年 3月15日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

総務地域連携常任委員長 下野 幸助

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2	平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）
3	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
4	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
5	平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
6	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
7	平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
8	平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
9	平成30年度三重県一般会計予算
10	平成30年度三重県債管理特別会計予算
11	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
12	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
13	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
14	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
15	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

16	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
17	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
18	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
19	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
20	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算
21	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算
22	平成30年度三重県水道事業会計予算
23	平成30年度三重県工業用水道事業会計予算
24	平成30年度三重県電気事業会計予算
25	平成30年度三重県病院事業会計予算
26	三重県子ども基金条例案
29	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
34	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
35	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
36	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
37	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
38	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
39	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案

4 1	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 2	免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案
4 3	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 5	三重県県税条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
5 7	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
6 0	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
6 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について
6 7	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
6 8	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
6 9	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
7 0	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
8 1	平成 2 9 年度三重県一般会計補正予算（第 1 0 号）
8 2	平成 2 9 年度三重県県債管理特別会計補正予算（第 3 号）
8 3	平成 2 9 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

84	平成29年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第3号）
85	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）
86	平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
87	平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
88	平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
89	平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
90	平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
91	平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
92	平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）
93	平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
94	平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）
95	平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）
96	平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
99	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
115	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
116	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月19日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

予算決算常任委員長 中嶋 年規

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請45	核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	津市乙部14-18 ヒバクシャ国際署名をすすめる三重県民の会 代表者 田中 茂二郎	山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚	採択

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請46	国民健康保険の一元化において、県民生活に配慮しながら、持続可能な国民健康保険制度を設計運営していくことを求めることについて	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚	不採択

意見書案第1号

旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等
を求める意見書案

上記提出する。

平成30年3月8日

提 出 者

芳 野 正 英
山 本 里 香
岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚
野 村 保 夫
下 野 幸 助
小 島 智 子
吉 川 新
木 津 直 樹
石 田 成 生
大久保 孝 栄
山 内 道 明
小 林 正 人
長 田 隆 尚

旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する 補償等を求める意見書案

昭和23年に制定された優生保護法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、精神疾患や遺伝性疾患などを理由に、本人の同意を得ずに優生手術を行うこと（強制不妊手術）を認めてきた。日本弁護士連合会の調査では、障がい等を理由に行われた優生手術の件数は、全国で約25,000件とされ、そのうち約16,500件は、本人の同意を得ずに行われていたとされている。

平成8年に、優生保護法は、優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別となっているとして母体保護法に改められたものの、政府は、実施当時適法に行われた強制不妊手術であれば補償の対象にならないとの立場に基づき、強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行ってこなかった。自由権規約委員会などの国際機関からは、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置を講じるよう勧告されているが、これらの措置は実現するに至っていない。強制不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンにおいては、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置が講じられており、我が国に

においても、これらの取組に留意する必要がある。

強制不妊手術は、子どもを産み育てるかどうかを決定する機会を奪うという意味において、憲法第13条によって保障された幸福追求の権利に関わる重大な問題であり、それを受けた当事者の身体的及び精神的な苦痛は耐え難いものであったと言わなければならない。強制不妊手術を受けた当事者の高齢化が進む状況に鑑みれば、一刻も早く強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行っていくことが必要である。

よって本県議会は、国に対し、早期に下記の事項について措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 強制不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪を行うとともに、補償等を行うための立法措置等の必要な措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣

意見書案第2号

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案

上記提出する。

平成30年3月13日

提出者

戦略企画雇用経済常任委員長

濱 井 初 男

核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案

平成29年7月に、国際法史上初めて核兵器の開発、使用等を禁止した核兵器禁止条約が、国連において122カ国の賛成で採択された。

同条約の採択は、長年の被爆者の悲願である核「廃絶」ではないものの、全面的な「禁止」が実ったものであり、人類史上の快挙として歓迎すべきことである。

また、世界各国の都市が加盟している平和首長会議は、平成29年8月の第9回総会において、「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決するなど、核兵器のない世界を望む声は大きく高まっている。

それだけに、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約への参加を検討する意思を表明し、核兵器のない平和な世界の実現に向け、イニシアチブを発揮することが強く求められているところである。

よって、本県議会は、国に対し、核兵器禁止条約への署名と批准に向けた建設的な議論を進めることを要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟 橋 裕 幸

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

決議案第1号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

上記提出する。

平成30年3月13日

提出者

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚
野 村 保 夫
小 島 智 子
大久保 孝 栄
山 内 道 明
小 林 正 人
長 田 隆 尚

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案

我が国で「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会が開催されることは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて我が国の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、本県は古くから産業や観光など様々な面で大阪・関西との結びつきも強いことから、このような国際博覧会が大阪・関西で開催されることは、開催地のみならず、産業振興や観光文化交流等の促進など、本県への大きな波及効果も期待できるところである。

よって、本県議会は、大阪・関西での2025年国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内気運の醸成など、必要な取組を国、地元大阪府・大阪市、経済界とともに積極的に推進する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三 重 県 議 会

提 出 議 案 件 名

議提議案第2号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第4号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第2号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成30年3月7日

提出者 濱井初男
東 豊
津村 衛
小林正人
津田健児
舘直人
三谷哲央
前野和美

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二十」を「百分の四十五」に、「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手当の算定方法の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成30年3月7日

提 出 者	濱 井 初 男
	東 豊
	津 村 衛
	小 林 正 人
	津 田 健 児
	館 直 人
	三 谷 哲 央
	前 野 和 美

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第4号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成30年3月20日

提出者 議会運営委員長 藤田 宜三

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「健康福祉病院常任委員会」を「医療保健子ども福祉病院常任委員会」に改め、同号イ中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定による健康福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による健康福祉病院常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委員 長 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議案第2号から議案第118号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。濱井初男戦略企画雇用経済常任委員長。

〔濱井初男戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（濱井初男） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第117号調停の合意につきましては、去る3月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

調停の合意についてであります。

県が平成4年及び平成5年に貸し付けた三重県中小企業高度化資金貸付金について、株式会社松阪街づくり公社から特定調停の申し立てがあり、津簡易裁判所調停委員会から調停案が示されました。提示された調停案への合意については、貸付時から現在までの社会情勢の変化や、借受人の現状等も考慮し、本委員会としてもやむを得ないものであると判断したところであります。

しかしながら、県の債権放棄額は多額であり、いわゆるバブル景気下に策定された事業計画に基づき行われたなどの経緯があるものの、貸付金の原資の一部には、税金が充当されていることに鑑みれば、第三者委員会の報告にもあるとおり、貸し手として、事業計画を適切に診断、精査する立

場にあった県も大いに反省すべきであり、県当局におかれましては、同様に回収が困難となっている22件、約31億円の未収金についても、貸付先の状況改善に向けた支援を含め、丁寧な対応を行っていただきますよう、強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 田中祐治環境生活農林水産常任委員長。

〔田中祐治環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（田中祐治） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第50号地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第50号、議案第74号及び議案第98号については、いずれも全会一致をもって、議案第63号については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案についてであります。

本条例案は、平成30年4月1日に主要農作物種子法が廃止されることに伴い、今定例月会議に提出されたものです。稲、麦、大豆の優良な種子確保は、本県水田農業の振興にとって極めて重要であることから、県におかれては、主要農作物種子法の廃止後も、生産現場が混乱することのないよう、引き続き、県主導のもとに、優良な種子の安定供給に取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 奥野英介健康福祉病院常任委員長。

〔奥野英介健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（奥野英介） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託された議案第27号住宅宿泊事業法施行条例案外24件につきましては、去る3月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第31号、議案第46号から議案第49号まで、議案第59号、議案第62号、議案第80号、議案第97号、議案第100号から議案第102号まで及び議案第106号から議案第114号までの21件については、全会一致をもって原案を可決、議案第27号及び議案第103号から議案第105号までの4件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

初めに、国民健康保険の財政運営の都道府県化についてであります。

今回示された三重県国民健康保険運営方針の最終案については、県内29市町から書面にて異論なしとの回答が得られたとの報告がなされました。市町をはじめとする関係者との丁寧な協議、調整によって、運営方針策定が進められたことは評価に値するところです。

今後は策定された運営方針に基づき、医療費の適正化や収納率の向上等に取り組んでいくこととなりますが、引き続き市町をはじめとする関係者との連絡調整を密にし、おのおの取組についての効果の検証や必要な改善を行い、国民健康保険の財政運営を健全かつ安定的に行われるように要望します。

次に、地域福祉支援計画の策定についてであります。

地域福祉支援計画については、社会福祉法で策定が努力義務とされているところ、本委員会において、策定していくことを予定しているとの答弁がなされたことは評価に値するところです。

全ての人が安心して暮らし続けることのできる社会の実現のためには、地域包括ケアシステムや障がい者福祉、子ども、子育て支援など公的な支援体制を横断的に充実することに加え、地域の持つ力を結集することが求められます。

県当局におかれましては、地域福祉支援計画の策定検討に際しては、これまでの課題も含め、ひきこもりなど、近年、複雑化している地域における課題を我が事として捉え、丸ごと支えることのできる地域共生社会づくりの観点に重きを置いて進められますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 野口 正防災県土整備企業常任委員長。

〔野口 正防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第51号都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案外5件につきましては、去る3月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 藤根正典教育警察常任委員長。

〔藤根正典教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第28号三重県いじめ防止条例案外7件につきましては、去る3月12日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度についてであります。

平成31年4月の入学者から適用される本制度については、過去に不適切な運用が行われていたという反省を踏まえ、制度にのっとった適切な運用がなされるよう強く要望します。

また、既に在籍している生徒及び平成30年4月に入学する生徒に対しても、

保護者の選定する保証人に関して、制度に準じた対応を行っている、または行うとのことでしたが、学校と教育委員会との相互連携のもと、生徒の安全、安心が確保できるよう、適切に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 下野幸助総務地域連携常任委員長。

〔下野幸助総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（下野幸助） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第30号三重県部制条例の一部を改正する条例案外4件並びに議提議案第1号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月12日、14日及び15日に委員会を開催し、関係当局並びに提出者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第30号ほか4件については、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定し、議提議案第1号については、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項とともに、議提議案第1号の審査の経過について申し述べます。

まず、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。将来を見据えた地域公共交通のあり方についてであります。

地域の公共交通は人口減少等により利用者が減少しており、地方のバス路線や鉄道を取り巻く環境は厳しい状況となっています。県当局におかれては、地域交通、とりわけバスについて、地域間幹線に国と協調補助を行うとともに、これにつながる市町所管のコミュニティバス等についても、市町等が設置する地域公共交通会議においてそのあり方について検討を行い、生活交通の維持、確保を図っているところです。

しかしながら、現在の取組で路線の縮小に歯どめがかかっていないことから、県民の皆様がこれからも地域で安心して暮らし続けられるよう、将来を見据えた移動手段確保のための取組について、調査研究などに取り組まれる

よう要望します。

次に、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案についての審査の経過について申し述べます。

本常任委員会に付託された同議提議案については、3月12日、14日及び15日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査を行いました。審査に当たっては、特に公職選挙法第15条第8項ただし書きで規定されるおおむね人口を基準としながらも地域間の均衡を考慮して議員の数を定められる、いわゆる議会の裁量権について、委員間討議で長時間にわたり議論を行いました。

しかし、議会の裁量権の範囲には地域間の均衡や面積要件の考慮など多数あるため、委員間の意見を集約することが困難であり、他の都道府県議会議員選挙の定数訴訟の対象となった選挙の違法性などについて議論を行ったものの、その範囲を明確に定義できないことから、議員それぞれの政治的信条、信念によって議会の裁量権を総合的に判断するという結論で委員間討議を終了しました。

その後の討論では、条例案に賛成の立場から、提案理由にある地域間の均衡調整や地域代表の確保が必要である、議決した責任は重い、人口が減少する南部地域の代表が減っていくことになるとの意見がありました。

一方で、条例案に反対の立場からは、一旦議決した責任は重く、条例改正には県民に対して説明できる理由が必要であるが、その理由が見受けられない、条例案では、一票の格差是正など改善策が見当たらず、選挙が無効になる可能性があるのではないかとの意見がありました。

また、賛否保留の立場からは、条例案によって生じる一票の格差の合理性だけでなく、議会の裁量権の合理的な行使について判断ができない、特に面積や地域性などを勘案するための調査時間が不十分との意見もありました。

その後、これまでの質疑、委員間討議、討論を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決せられたものであります。

なお、議会基本条例第6条の2に、議会は、議員の定数並びに選挙区及び

各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことがうたわれていることから、今後も不断の見直しを継続していくことが重要であるとの認識で委員全員が一致したことを申し添えさせていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 中嶋年規予算決算常任委員長。

〔中嶋年規予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中嶋年規） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第9号平成30年度三重県一般会計予算ほか67件につきましては、去る3月8日に委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、3月9日から14日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行った後、3月19日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第2号から議案第8号まで、議案第11号、議案第13号から議案第21号まで、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第34号から議案第37号まで、議案第39号から議案第45号まで、議案第52号、議案第54号、議案第56号、議案第60号、議案第65号から議案第69号まで、議案第82号から議案第96号まで、議案第99号、議案第115号及び議案第116号の58件については、全会一致をもって原案を可決、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第22号から議案第24号まで、議案第38号、議案第57号、議案第70号及び議案第81号の10件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成30年度当初予算は、極めて深刻な財政状況の中にあっても、安全・安心の確保や三重の未来を切り開く攻めの取組について、重点的に配分されています。中でも、道路維持管理費などの公共事業費については、前年度を上回る規模の予算が確保されており、本委員会としても、一定、評価するところであります。

その一方で、財源不足への対応として、県債管理基金への積立金60億円を次年度以降に先送りしたことや、企業庁からの借入金の返済期間を変更した

ことは、県民サービスの低下を最小限に抑えるためにはやむを得ないものであったと一定理解はするものの、望ましいものではありません。

厳しい財政状況は平成31年度以降も続くことが見込まれるため、県当局におかれては、引き続き三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、抜本的な歳出構造の見直しや、新たな歳入確保策の検討にも注力し、持続可能な財政運営の実現に向けて最大限の努力をされるよう要望いたします。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月8日の総括質疑においては、フードイノベーションの取組、三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けた取組、地域における定住を目的とした仕事の創出、明治150年の取組、インバウンドの消費額拡大に向けた取組などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

次に、3月9日から14日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

1点目は、健康福祉病院分科会委員長から報告がありました三重県子ども基金条例案についてであります。

三重県子ども基金については、持続可能な財源を確保し、社会全体として子どもたちを支援していこうという全国初の取組であり、貧困や格差の再生産防止、家庭教育等の応援充実、子育ての希望がかなう三重の実現等の進展が大いに期待されるところであります。

しかしながら、基金に充当される法人県民税超過課税は景気の動向に影響されることから、中長期的に安定した財源の確保に最大限努力することが必要になります。

県当局におかれては、子どもたちへの支援がその成果をあらわすまでに一定の期間を要し、継続的な取組が不可欠であることを十分に考慮し、安定的な基金運営に向けて努力されるよう要望します。

2点目は、教育警察分科会委員長から報告がありました本県の少人数教育

についてであります。

12月の分科会委員長報告において県当局に求めていた少人数教育について、これまでの取組を検証した結果と今後の対応について詳細な報告がありました。県当局の説明によると、少人数教育を実施した学校では、子どもたちの学校生活での落ち着きや学習意欲の向上について、ほとんどの学校で効果があると捉えているとのことでした。

また、実践推進校での取組については、小学校国語、理科のチーム・ティーチングや中学校数学の習熟度別指導で結果が向上しました。

一方、小学校算数においては、習熟度別指導で高い結果が得られたものの、チーム・ティーチングでは、授業の狙いや児童の状況把握が不十分であったことなどの理由により、実践推進校以外の学校と比べて効果が低いという結果もありました。

また、全体として効果が高かった教科、指導形態の中でも、学校によっては成果につながっていない例が見られるなどの課題が明らかになりました。

これらの検証結果を踏まえ、小学校算数と中学校数学の少人数指導について、子どもたちの発達段階や習熟の程度などに留意しつつ、習熟度別指導に軸足を置いて取り組むとのことであり、県当局におかれては、今後も少人数教育の定量的な根拠を含めた効果を検証し、子どもたちの学力向上につながる取組を着実に進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。3番 廣 耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 議長の許可を得ましたので、議提議案第1号を否決した委員会の審査結果に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は昨日、活動報告会をやりました。その中でやっぱり皆さんから聞かれるのは、一体三重県議会の定数はどうなってくんやと、定数45人になったんをまた51人に戻すんか、一体どっちなんやというのをやっぱりよく聞かれました。

そもそも私は、私の持論ですが、議員というのは、地方議員は少ないより多いほうがいい、いろんな方々の県民の意見を吸い上げるためには、議員は多いほうがいいんですが、ただ定数はやっぱりあります。もともと議員は、三重県議会議員の定数というのは58だったんですね。それが三つ減らして55になって、そして平成12年に55から51になりました。そして、平成26年に51から45、この平成26年は私は議員ではありませんでした。ですから、その採決には当然加わってないわけでございまして。

しかし、先輩議員が可決された条例ですから、最初はこれは仕方ないなと、これはもう先輩議員がこうやって45になったんだから、次回は45で選挙するんだなというふうに最初はそう思っておりました。ですから、誰に聞かれてもそういうふうな受け答えをしておったんですが。

ただ、ここで私いろいろ勉強していくうちに、あれっ、おかしいなと、これ間違っとるやないかと思った部分が出てきたんですね。それは何かと言いますと、そもそも45にするのは一票の格差の是正なんですね。ということは、一票の格差の大きいところから、そういう選挙区から定数を減らしていくわけです。一番格差の大きいのは尾鷲です。尾鷲、熊野、鳥羽志摩、度会、多気、その次は伊賀市なんです。しかし、その伊賀市を通り越して伊勢を減らしてるんです。私はこれ、自分で伊勢だもんだから、最初これ言おうかな、どうしようかなと。自分の保身で言ってるんだというふうに思われるだろうなと、どうしようかな、言うのやめようかなと思っておったんですが。

ただ私は、たとえこれが松阪であっても鈴鹿であっても四日市であっても、私は言います。間違ってるのは間違ってる。どう見てもおかしいんですよ。

これは小学生が見ても、これ見たら何で伊賀を乗り越して伊勢を減らしておるのか。

議員の皆さんに私聞きました。先輩議員に聞きました。新政みえの総会でも先輩議員に聞きました。誰か説明してくださいと。なぜ伊賀を飛ばして伊勢になるのかどなたか教えてください。自民党の議員にも聞きました。鷹山の議員にも聞きました。

〔「答えとらへん」と呼ぶ者あり〕

○3番(廣 耕太郎) 聞きましたけどね。ただ、わからない。疑問。その明確な説明はありませんでしたよ。これはおかしいな。前から決まっとるんな。これは矛盾ですわね。矛盾した部分、いわゆる間違っただけのをそのまま条例を施行していいのか。これは大変なことだと私は思います。

もしこのままこの間違っただけの条例を施行してしまえば、今後、三重県議会が、いろんな案件が出てきて、あれっ、これ間違っただけのなと思って、いや、定数のときに間違っただけの条例通したやないかと、もうええやないか。これは三重県議会の土台が崩れるんですよ。絶対それはさせてはいけません。確かに1回通っただけのを何で戻すんや、これは県民から批判を受けるよと、一体どうなるとんのや、これは県民に対する裏切りだというふうに言われるかもしれませんが、ただ、この条例を施行することによって、県議会の土台が崩れて、本当に県議会がまともに運営できないというこの状態のほうが県民に対する裏切りになると私は思っております。

これは51、45にして、私、44ならば、あっ、これは仕方ないなと、44だったら、ああ、なるほどなというふうに思ったかもしれませんが。いま一度51に戻して、そしてそこから幾つ減らすのか、何議席にするのか、いま一度議論をしたらいいじゃないですか。なぜそれができないのか、間違っただけのまま、そのまんまこの条例を施行するんですか。それは絶対にしてはいけませんと私は思っております。いま一度51に戻して、44に皆するんだったら44でいいじゃないですか。私は反対ですけどね。でも、この議論をしないでそのまま施行することは、私は絶対にしてはいけませんことだと思っております。

皆様におかれましても、この45の条例はどうしても皆さんには施行してほしくない、そのことを言わせていただきまして、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 44番 中森博文議員。

〔44番 中森博文議員登壇・拍手〕

○44番（中森博文） おはようございます。議提議案第1号に対する常任委員会の否決に対し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

チーム45という最近、言葉も出ておりますけれども、そういう立場でもあるわけであります。自民党会派の中森博文でございます。

つまり、議提議案第1号議員定数の現条例45を6人増やして定数51に反対ということでございます。まずは現条例の51から45に6減した経緯について確認させていただきたいと思います。ちょっと前ですけども、さかのぼること5年前、一つ前の選挙区調査特別委員会というのがございまして、平成25年2月7日委員会において、それまで定数削減については県南部は当時から交通の不便事情や急速な人口減、離島や中山間地など地域事情の理由で据え置かれてきました。平成15年の選挙で都市部の四日市、鈴鹿、津、松阪でそれぞれ1名削減を行い、伊勢市は保留になったということです。都市部です。51名になっていることが確認されました。平成25年9月には、定数削減の論点が整理されまして、一票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しを行うことが委員会で合意されました。11月には我が会派は、現状維持の意見がある中、定数削減の協議に参加表明させていただきました。我が会派の主張は、きめ細やかな地域の声を確実に県政に反映するため、津選挙区よりも大きくしないこと、離島や中山間地など不便地に配慮すること、そして1人区の妥当性などでございます。新政みえの会派から主導していただきまして、東紀州を合区して1人減らすとか、鳥羽志摩を合区して1人減らす、伊勢度会を合区して1人減らすなどのいろんな御提案をいただきました。我が会派はその都度議論を重ねつつも、結論が出ませんでした。

その12月24日最終特別委員会の正副委員長案が大きく修正されまして、今

回の条例実施を31年とし、現条例を6減して定数45人にするについて提案があり、一旦会派に持ち帰り議論を重ね重ね、我が会派も涙を飲んだという経緯であります。

翌12月25日から中間案としてパブリックコメントの実施が了承され、南部地域から多くの鳥羽志摩合区反対などの意見が寄せられたわけであります。

しかし、平成26年3月、現条例は新政みえなどの賛成多数で可決、成立しました。

さて、今期の選挙区調査特別委員会も委員として私は参加させていただき発言してまいりました。ちょうど1年前、平成29年3月31日、我が会派は、そろそろ会派の意見をまとめてくれということだったんですけど、なかなかまとめにくいということで、二つの案を提案させていただくこととなったわけであります。現行45を尊重する意見が少なからずある、多様な意見が並立してなかなかまとめにくい。この中で、第1案としてやはり現行の45を基本とした上、前回改正した申し送り事項である最新の国勢調査の結果を尊重し、伊賀選挙区、3人から2人に1減、定数44に検討することを提案しました。

第2案、我が会派として現行の45は基本としながらも、今回の特別委員会を設置したことや特別委員会での調査により、南部地域に対するいろんな議論を重ねて、へき地、離島、津波などの大規模災害に対する地域事情を考えると、少なくとも鳥羽志摩合区を解消し、1増を優先すべきとの意見を最優先し、結果的に、結果的に地方創生、地方減少対策に対する南部地域の、確実に、確実に十分に県政に反映するため、議員定数を51にする。この二案であります。

そして、この5月からですね。新しいメンバーが一部交代しまして、私も参加させていただいたんですけども、そこから交代になったんですけども、改めてこの人口減少対策やら、離島や中山間地域の対策、南北間格差の是正など、こういう問題が山積しております。むしろ、今までの政策が取組の検証が大事であって、この選挙区の数で結論が出るということではないと思うんです。提案理由にいろいろ言っていました県民の声も尊重するの

は当然なんです。でも、県民アンケートというのは当初意見とe-モニターと真逆の意見があったわけです。真逆の意見なんです。どちらも大切なんです。

今回その提案後、県民の声たくさん来ていただいております。これ全部が定数増に反対でありました。三重県議会は何を考えてるんだ、こういう意見であります。また、自民党県連にもたくさんの電話とか手紙をいただきまして、自民党が先導してんのかという怒りの声がありました。それと、各団体回りますと、いろいろとちょっとお願いに回ってるんですけども、何やっとなるんや、自民党はということでたくさんお叱りを受けております。労働組合の団体も行かせてもうたら、考えられないとおっしゃってました。この誤った風評を払拭するために、今日わざわざ私この場に立たせていただいているんです。県連幹事長がここに立ったらあかんというふうに自民党としては思っているんですけども、これはやむを得ずここに立たせていただいていることについて御理解いただきたいと思います。

一方、提案していただいている自民党の御重鎮お二人がおられます。5年前からこの2人の主張は終始一貫ぶれていません。これはしっかりとした意見を踏襲しております。最後の最後まで戦うと。この2人の提案というのはむしろ頭の下がる思いであります。もちろん自民党会派の45チームメンバーも終始一貫ぶれていません。問題は、問題はここなんです。当初、定数削減に対し、共通の合意した論点、一票の格差是正をやるんやと終始主張してきた新政みえ会派の多くの皆様方が、なぜ今になって豹変されたのかなど、非常に不思議に思うんです。上層部から何かアドバイスがあったのか、あるいは特定選挙区での対策なのか、わし知りませんで。そういうことを心配するんです。何と共産党まで反対されてるじゃないですか。驚きであります。

繰り返し申しますけれども、人口減少対策、離島や中山間地域対策、南北間格差の是正対策、これは全ての議員が選挙区関係なしに取り組むべき対策なんです。みんながやっぱり力を合わせないと南部地域の発展はないんだと、このように確信するところであります。

また、三重県財政非常に厳しいと知事がおっしゃってました。苦勞してるんです。当然、県民の理解は得られません。やはり議会経費の削減にも議員としてとるべき方向というのは削減しかないというふうに私は思います。

時間がありませんので一つ紹介だけさせていただきますけれども、自民党に寄せられたはがきです。議員定数について一言申します。4年前の議決を無視した行動はいかがなものか、議会の権威を自らおとしめる行為です。自民党から2人も提案者を出したことに驚いてます。以下、中略。一票の格差に集中して賛成した人が豹変することは問題である。自民党ももっとしっかりせいと。このような意見であります。

最後に、改めて一票の格差を無視した今回の定数増に当然県民の理解は得られません。多くの県民に対する背信行為に当たります。議長から付託された常任委員会、本議案は違憲性が高いという意見も出ております。結論は否決であります。議決責任を果たす観点からも、現行45定数で一度は、一度は実施して改めて検証していくのは大いに賛成します。

以上、良識ある議員各位の賢明なる御判断を期待します。以上です。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党より議案7件と議提議案1件の委員長報告に反対討論をいたします。順は不同になります。

議案第103、104、105号は、障害者福祉サービス等報酬改定に伴い、児童福祉法に基づき、指定障害児通所事業所、入所施設及び児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準省令が一部改正されたことから関連して、条例の一部を改正するものです。

人員配置において、看護師配置としていたものを看護職員と改め、准看護師も可とします。地域医療を守るために准看護師がこれまで果たしてきた功績は大きいものですが、規制緩和の何ものでもなく問題です。看護師不足の現実の中、苦肉の策とも考えられますが、潜在看護師となっている方に職に

ついてもらうための処遇改善をすることこそ大切、さらに言えば准看護師から看護師への資格取得のための援助が必要、またそれに対する対価を十分に保証しなければなりません。低い賃金でよいという流れをつくってしまうことは専門職に対する冒とくです。よって反対します。

議案第33号、55号は、県職員を11名並びに公立学校職員小中高で194名の定数を削減するものです。人員削減は県民サービス、教育環境の後退を招くと心配し、反対をします。

議案第21号住宅宿泊事業法施行条例案についてです。国が決めた住宅宿泊事業法、民泊新法が、今年6月15日から施行されます。

民泊については、安全面や衛生面などの確保を求めた旅館業法の許可や要件を満たしていない違法民泊が、ごみ出しの悪さや騒音、さらには覚醒剤の取引、風俗営業などの犯罪の温床になるなど、各地でトラブルを引き起こして問題になってきました。自治体は地域の実情に即して条例で規制できるということです。三重県では、やはり規制はしなければという考えのもと、国のガイドラインよりも踏み込んだ内容になっていますが、一番の心配である家主不在について心配をいたします。管理人を常駐させるなど厳しくすべきです。民泊で火災が発生し、オーナーや施設管理者が不在のため、まともな対応ができなくて、隣家の住民が必死に対応させられるという事態も起こっています。宿泊客を守る視点からも、近隣住民の安全・安心の点からも、宿泊者を対面によって確認し、対面での鍵渡し、緊急対応ができる管理者が常駐するべきです。

また、この条例案によると、住居専用地域では、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日だけは営業できることになっていますが、観光地で宿泊施設が望まれている京都市でも、平穏な市民生活を脅かす状況が発生しているとし、住居専用地域での営業を1月15日から3月15日の2カ月間に限るという条例を制定しています。

また、兵庫県、神戸市、尼崎市、大田区では、平日休日を問わず禁止するとなっています。生活スタイルの多様化で、休日の概念も一定化していない

中、区分けには無理がありますし、平穏な環境を保護するのは日常的なことです。さらに、学校、保育所などの周辺110メートル以内のエリアで、原則登校日の営業を認めないとしています。授業日だけのために学校が存在するのではありません。子どもや学生たちの遊びや活動の場所であるのが学校です。除外の学校を設けていることも心配です。観光立国推進基本法にもあるように、観光の目的は平和に寄与し、国民生活や地域社会が豊かになることです。訪れてよし、住んでよし。観光は、安全・安心が絶対的な条件です。国の法律よりは規制を強めていることは理解をいたしますが、このままでは県としても管理指導できる責任がある以上、大変なことになる、本条例では規制が甘いと反対をいたします。

第63号主要農作物種子のは場審査等に関する条例を廃止する条例案では、美し国三重、米は三重県の誇れる産品です。県産米のブランド力を高めているときに、その基盤となる優れたシステムを壊してしまっているのでしょうか。種子は地域で受け継いできたいわば公共財であり、国家戦略の要でもあります。身土不二。私たちの体は食べたものからできている、食べたものによって違ってきます。何を食べるかは主権の問題です。この条例を廃止しても、優良種子が安定的に確保されるよう取組を行っていくと説明されています。意見もついています。国の責任を明確にした法律はなくなったまま、県条例もなくなっていく。従来どおり国の予算措置などを求める附帯決議が採択されているので、これからもずっと安心だというわけではありません。予算をとれないとなったらどうなるのでしょうか。

兵庫県では、種子の安定供給を継続するための条例制定を進めているところです。本県では、条例制定について他県の状況も見ながらという回答をいただいています。新条例をつくらないままでの本条例廃止案には賛成できません。2700年の歴史をつなげるのが私たちの役目だと思っています。

最後に、議提議案第1号議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長報告で否決とあったことへの反対討論をいたします。

そもそも議員定数、選挙区がどうあるべきかというのは、平成23年の自治法改正で上限の定めがなくなったということ以来、地方議会を悩ませています。今回の発議に至る混迷は、多くの皆さんに御批判をいただいています。私ども日本共産党としては、これまでの3年間、真摯に向き合ってきたことをまず報告をさせていただきます。多くの皆さんから御意見をいただく中で、基本、原則は何かということで判断をいたしました。

その一つは、減らすための論議であってはならないということです。結果減ることと減らすための論議は違います。51から45、その前の55から51、その前のことについては廣議員からの討論がありました。減らすための論議だったということが、一票の格差を縮めることともに大きく影響していたことは事実であると、これまでの委員会での論議の中で十分にわかってきたことです。

二つ目、1人区はやはりよくないということです。1人区は、有権者の立場に立てば多様な意思が吸い上げられない。もちろん、これまでやむなく1人区は存在をいたします。定数、選挙区などを見直すときには、複数へ回復する方法を探るべきです。それぞれの地域特性を十分に考えてという要望が出るのはわかります。それらのことを勘案して、小さいところから必要数を積み上げながら、一票の格差をそれなりにするように考えることをすべきです。前回45条例をつくり、附帯をつけたときに、その後のことをどのように想定してみえたのかわかりませんが、そもそも再考できるという附帯を付けなければならなかったことが45条例の決定的なものではないという意思が働いていた、無理があったというふうに解釈をいたします。

一度決めたものという論議がありますが、国で消費税も決めていても、それが国民のためにならないという判断で、廃案にはなっておりませんが、先延ばしになっています。問題ありとわかれば引き返すことは絶対にはいけないということではないでしょう。もちろん、間違ったということの反省と説明、理解を得る努力が不可欠です。

ここで重要なのは三つ目、選挙候補者ではなくて有権者、県民の利益がど

ここにあるかということの尺度によります。これら三つのことを基本に考え、経過も踏まえ、45はよくないと判断のもと、51が終着ではない、一票の格差にはさらなる論議をとの発議者の意も確認いたしましたので、定数51の発議案に賛成し、委員長の報告に反対をいたします。

以上、討論終わります。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 34番 今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは議提議案第1号、常任委員会の否決に賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

これまで私自身特別委員会にも所属をさせていただき、また議案聴取会、また議案質疑等で様々私なりの意見を申し上げさせていただきました。また先ほど来、廣議員や中森議員、そして山本議員のほうからもこれまでの経緯も含めているんなお考えも聞かせていただきました。私自身、自己肯定をどれだけする理論を述べさせていただきますけれども、これは皆様方に届くかどうかわかりません。また、議会の常識、理論と県民の常識というのはずれていないかということをお最近特に私も心配しております。

そんな中、今回何をお話しさせていただこうかと思ったんですけども、三谷委員長、前選挙区調査特別委員会の委員長報告の中にあります、三重県議会は今後も県民の意思等が的確に反映されるよう定数及び選挙区に係る不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げ、委員長報告といたしますという、そういった報告がございました。2月26日に議会運営委員会のほうで今回の条例改正案が出されてから27日に新聞報道等で県民の知るところとなりました。それから、この県議会に届いた県民の声、先ほど中森議員も言っていただきましたが、それを私は読ませていただきたい、そのように思います。この県民の声は、各議員に一人ひとりに配られているはずでございます。必ずや目を通していただいていると思いますが、もしかしたら目を通していない方もいらっしゃるかもわかりませんので。2月

28日から10人、声を届けていただいております。読ませていただきます。

2月28日。議員定数を削減すると決めたのにまたもとに戻すという動きがあると知りました。県民の気持ちを全く無視して自分たちで勝手に決めているように思います。議会として議員定数を減らす方向に向かったのに、なぜ反対するのですか。県民の声を無視して勝手なことをすれば、どんどん政治と民意がかけ離れていくと思います。

3月1日。議員定数を減らしてから選挙もしていないのに、定数を戻すという記事を読み、腹立たしくてなりません。新聞によれば県は未曾有の財政難とのことですが、会社で言えば経営の失敗のことだと思います。議会は株主総会に相当するものだと認識していますので、経営責任を負うべき存在であり、経営者の報酬とともに株主への配当、議員の場合は議員報酬でしょうか、を大幅に減額されるべき事態です。さらに監査能力がなかったことから、議員を増やす、もとに戻すという選択肢はあり得ません。南部地域の議員数が相対的に少なくなるのであれば、他地域の議員をさらに減らすべきです。新聞を読む限り、議員は県の財政難を他人事のように見ているとしか思えません。当事者として職務に臨んでいるのならば、議員定数を増やすという発言が出てくるはずがありません。まず議員がやるべきことは、監査責任をとるために自分たちの報酬を減らし、政務活動費を減額して経営負担を少しでも軽減する策を講じることです。

3月1日。一度議決した45人定数で一回も選挙せずに51人に戻す条例改正の議案をするなどばかげている。特別委員会でも33回も議論するなど税金と時間の無駄遣いである。南部地域の意見を吸い上げるためと言うが、議員は県議会だけではなく、市、町、国の議員もいる。県財政が苦しい折、議員6人分にかかる予算は福祉に回してほしい。

3月6日。今回議員定数の削減に反対している議員は、日本国憲法に書かれている法もとの平等を知らないのでしょうか。結局は自分のことしか考えていないと思います。潔く定数を削減した状況で選挙をしたらどうですか。

3月7日。今回議員定数を増やす案件が出されているようですが、本当に

珍しく議員が定数削減という方向を自分たちで出したのに、何をかいわんやです。県民の気持ちをもっと大切にしてほしい。県民の感情を無視してこのような厚かましい提案をするという神経がわからない。とにかく政治が信頼できなくなるようなことをこれ以上しないでください。

3月8日。せっかく議員定数の減を決めたのに定数を戻す案が上程されようとしています。県民の気持ちが無視した行動です。

3月12日。議員定数が削減される選挙区の議員から議員定数の条例改正案が提出されましたが、恥ずかしいです。地域間格差のことを理由としていますが、格差の是正にはつながりません。真面目に南部活性化を考えてほしいです。

3月13日。議員定数を削減するという発表を聞いたとき、国会と同じように議員の定数削減を決めた県議会を誇りに思いました。それなのに今さら何を言い出すのか。がっかりしています。県民の思いを何もわかっていない議員は辞職してほしいです。選挙区だけを考える議員なんて古いのではないのでしょうか。本当に県民の声を聞いている議員はいないのではないかと思います。地域の活性化や防災対策等でいろいろな方々が地域の人々と話し合いをしています。そのような場で議員の方々を見かけたこともありません。県民の意見を聞くことは時間の無駄だと思っているのではないかと疑問に思います。

3月14日。県議会議員の定数の議論をしているようですが、一度条例改正し決めたことはそのとおりにやるべきです。過疎地域に配慮するということがありますが、人口減少の流れはあらかじめわかっていたことです。議員の数が減ることで県民の声が入りにくいとのことですが、自分は県議会議員に意見を言ったことはありません。県の財政状況が厳しい中でこれまで何のための議論をしてきたのですか。費用の無駄遣いではないですか。一旦平成31年の選挙でやってから問題が生じたときに考えたらよいと思います。財政状況が悪化して将来の負担となり困るのは県民です。以上のことを議員に伝えてほしい。

最後、3月15日。議員提出議案で定数を51に戻すと言っている県議がいま

すが、一度も選挙をしていないのに一体何を考えているのでしょうか。時間と費用の無駄ですし、自分のことしか考えていない議員がいることを残念に思います。県の財政が厳しいのですから、定数を削減することで捻出される予算を福祉の施策に回してください。この意見を議員に伝えてほしい。

これがこの2月26日の議会運営委員会のほうに提出されてから届いた県民の声です。選挙区特別委員会で意見募集をし、多くの御意見をいただきました。その方々、委員会が尻切れトンボのような形で採決されることなく終わってしまいましたが、それ以降、県議会のほうには声は届いていないのが私は不思議でなりません。いま一度申し上げますが、やはり今回議会基本条例の6条の2のことを先ほどもお話りましたが、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うということでもあります。

前回の条例改正のときも、パブリックコメントでいろんな御意見がありましたけども、それらを全て反映をして今の45の現行条例を採決をしました。そのときに、先ほど来出ておりましたけども、新政みえの皆様方は全員一致でございました。前回も言いましたが、15人選挙区対象議員のうち12人が賛成という形の中で、45の現行条例が決められたことはとても重たいものだと、そのように思います。

あと1分になりました。この県民の意見の中でよく出てきた経費削減について言います。議案聴取会でも私言わせていただきましたし、議案質疑でも言わせていただきました。議員1人当たり2000万円近くがかかります。1年間1億2000万円でございます。これをもしこの議提議案が可決された場合、51人になった場合、51人でどれだけ削減しないといけないか、賛成される方はしっかりと具体的に言いますので覚えておいてください。議員報酬で言えば14万円です。月額14万円の報酬削減でございます。これで期末手当の分も減りますので1億2000万円の減額となります。もしくは政務活動費で60%減額です。これで1億2100万円になります。もしくはこの合わせ技で決めるということでもあります。

通常であれば平成31年4月から1億2000万円という、約ですけども、この

予算は必要ないんです。県政の財政を組むときに。それが51になったら増えるわけでありますので、県民の意思にしっかりとこたえるのであれば、この部分逃げてはいけないと思いますので、具体的に言いました。理想論ではいけないと思いましたので具体的に数字を挙げさせていただきました。賛成の方、よく御理解をいただいて、今後もし通った場合には主導していただくことを期待して討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 何か空気が悪なってきましたけども。私は、議提議案第1号委員長報告に反対、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、草の根運動いがとして、これまで選挙区調査特別委員会に所属をし、約2年間、様々な議員定数について議論を数多く積み重ねていきました。私が県議会に初当選する以前、平成26年に既に議決をされ、一度も実施をされてない条例を議論するということが本当に大変でした。真っ白のところから議論したいなという思いと、一度議決したものを議論していいのかという思い、両方ありました。そういう思いをまず申し上げた上で、以下意見を述べたいというふうに思います。

まず、定数を51から6減少させるということが本当に妥当なのかという点です。改選前の特別委員会の会議録を読み返したところですけども、一票の格差という問題を余りにも意識をし、国政選挙と同列に地方自治体の議員定数を検討してきたことが見てとれます。公職選挙法やこれまでの司法判断においても、地域代表を確保し、地域間の均衡を考慮して定めることができるというふうにされています。人口減少地域の民意をどのように酌み取るかという点も、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきでありました。

さらに、議会の権能が最も発揮できる総定数の検討を行わず、結論を急ぎ過ぎていたのではないかと考えます。議会という組織が持つ様々な権能を最も効果的に発揮することができる総定数の検討に当たっては、現在の行政部門別常任委員会の機能を充実させていくという観点が欠かせません。常任委

員会にそれぞれの属性が異なる会派や各地域の議員が所属をし、多様な議論を行っていくためには45を六つに分割をするということは、常任委員会の機能や権能を損なうおそれがありますし、現在でも多岐にわたる分野の常任委員会を統合させるということは、その専門性を損なうということになります。

人口減少地域や過疎地域など困難を抱える地域課題、あるいは社会的マイノリティと言われる方々の声を県政に反映させるためには、県民の代表である議員個々の活動はもとより、県民を代表する機関としての議会組織としての活動を活性化させていくということが極めて重要と言えます。

また、定数が1の選挙区が拡大してしまうということも問題だと思っています。私は、多様な民意を酌み取るためには定数1や定数2ではなく、定数3以上の選挙区が望ましいというふうに考えています。定数3以上の選挙区でこういう人も引っかかってくるわけなんです。

何が言いたいかといいますと、草の根運動いがとしても、これまでの選挙区調査特別委員会でも、選挙区の合区によって1人区を抑制し、各選挙区の定数を確保するという具体的な提案も行ってきたところですよ。いずれにしても、51を6削減し45で行う条例は欠陥がある条例であり、多様な民意を県政に反映させるという議会の権能、議会が持つ力を弱体化させるものだと指摘しておきたいと思います。

最後に、多くの県民の皆さんから、一度議決した条例を見直すことへの疑問や批判の声があるということも、これも事実です。私は、これまで述べてきたような欠陥や検討が不十分な点については、当然のことながら改選前の議会でもっと丁寧な議論を行うべきだったと考えています。そして、その上で内容にもし問題があるのであれば、そのときに堂々と反対をして否決をしていただきたかったというふうに思います。前回の議決は苦渋の決断だったとか断腸の思いだったという総括はもはや通用しないというふうに思います。一旦賛成したものを反対に転じるのであれば、県民の皆さんに正直な説明が必要であるということもあわせて申し添え、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 12番 小島智子議員。

[12番 小島智子議員登壇・拍手]

○12番（小島智子） 三重県北部の桑名市桑名郡選出の小島智子です。

私はアンテナが低いのでしょうか。この件に関して、実は私の選挙区の住民から直接全く御意見をいただいております。それは、残念なことでもあります。けれども、そのことをまず冒頭にお伝えし、議長のお許しをいただきまして、議提議案第1号について否決との委員長報告に反対、条例案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

ここに原稿はつくってありますけれども、今までの討論を聞いて、やはりまず自分のことからお話を申し上げなければいけないというふうに思っています。前回、45案に私は賛成をいたしました。一票の格差の是正、それを本当に大切なものとして話し合いが進められてきた経緯があり、そのことについては自分自身も納得があったからです。しかし今、本当に人口減少が進み、特に南部地域が疲弊をし、人口減少がますます進んでいく中で、本当にそれでよかったのか、もっともっと全体の地域のことを考えるべきでなかったか、そういう痛切な反省の上に立って、今新しい条例案に賛同いたしております。

平成25年に設置された三重県議会選挙区調査特別委員会においては、様々な議論が行われています。その中で一票の格差の是正を基本に検討を行うんだということが確認されて、その上で結果、定数45の条例が成立しております。

今回提案されております条例案は、南部地域のみ6減の現条例の適用について見直しをし、定数51に戻すことです。そして、その理由としては、県政における重要課題である地域間格差、南北格差是正の観点に立ってさらなる調査、研究、検討をし、地域間の均衡、地域代表の視点を大きく取り入れて定数を定め直すということが掲げられています。今期も選挙区調査特別委員会が設置されて、今回は八つの検討課題が挙げられましたけれども、その中には地域間格差の問題というのも入っておりますけれども、考え方をしっかりと整理したり、深く議論されたりはしていないと承知をしています。

今回の提案が大変唐突である、ある方に言わせると禁じ手であるというよ

うなこともありましたが、しかし県民へのアンケート調査の結果、様々な声がありました。しかし、その声を受け今しかない、今ここで声を上げなければ南部地域の多くの声にふたをしてしまうことになる、もう一度立ちどまって検討すべきという議員の判断のもと、議会のルール、民主主義のルールに沿って提案されたものであります。私は、今こそ踏みとどまるべきと地域代表としての判断からの提案だというふうを受けとめて、賛同をさせていただくものです。

議決責任は重い。決めたことを簡単に変えるのはいかなものか。その声は当然であります。議決責任を決して軽んじているわけではありません。

しかし一方で、決めたことを実行したときにどのような結果になるか、当然その結果にも責任を持つべきであると考えます。これが結果責任です。県民アンケートにある南部の皆さんの切実な声、将来に対する不安や心配、そんなものを切り捨てて進めることで結果責任が果たせるか、その点について私自身は大いに不安を覚えます。一旦決めただけでも、これは考え直すべきだ、決めたとおりに実行するほうが結果責任を負えないのではないかと考えるとき、様々な御批判を受けることは覚悟の上で決め直すのもまた私たち議員の判断、責任ではないでしょうか。

三重県において人口減少のカーブを県全体として緩やかなものにしていくということ、これは大きな課題です。

しかし、南部地域においては、地域の疲弊、先ほども申しましたが、過疎化が急に進んでいます。同地域の活性化を図り存続させていくか、待ったなしであります。ですから今、地域間の均衡、地域代表という価値を、一票の格差の是正とともに定数を決めるときの観点として、いかに入れ込むことができるか、検討する最後のチャンスです。45で選挙をして、その後、考え直せばよい、そうおっしゃる方がいます。いいえ。今より南部の人口は減っていくのです。その数年は取り返しがつきません。今しかチャンスはありません。

憲法には法のもとの平等がうたわれています。当然一票の格差の是正は進

めていかなければなりません。

でも今、全国で訴訟も起こっています。違法では、適法では、判断は様々な状況、理由により分かれるところですが、選挙がやり直しになったことは事実ございません。

かといって、この問題を放置してよいとも考えてはおりません。人口比例、一票の格差をどう是正するか、これは基本中の基本。

しかし、もう一方の側面、地域間の均衡、地域代表の確保を三重県としてどうバランスを調整していくのか、今後取り組むべき課題であると考えます。

他県でもこれら二つの観点について様々な検討が行われています。公職選挙法第15条第8項のただし書きでは、議員の数について、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし地域間の均衡を考慮して定めることができるとあり、全国の過半数を超える都道府県がそれを適用しています。先ほどの話にありました稲森議員の中に、委員会の数と属する人数との関係で議員定数全体を決め、地域間格差を考慮して選挙区の定数を割り出しているところもあります。全国議長会での問題提起、有識者との意見交換、他県等へのベンチマーキングなど、この難しい問題にどう立ち向かうか、精いっぱいの内容を検討することこそ、三重県議会が先導して行うべきであると考えます。

最後です。先日、地元の小学校の卒業式に参加をしました。桑名には大きな団地があります。そこの団地から通う小学生が大変増加をしていて、卒業生2クラスに対して来年度新入生は何と4クラスです。みえ少人数の適用ではありません。あと数人増えれば5クラスにもなろうかという人数であるということです。子どもたちの呼びかけをしたり歌を歌う横顔を見ながら、子どもは未来そのものだと、その地域にとっての未来だというふうに改めて感じました。

この子どもたちが通う学校が地域からなくなっています。圧倒的に、南部地域で。それぞれの地域が抱える課題に対して全ての議員が自覚と責任を持って対応すること、これは前委員長の委員長報告にありました。私もそのとおりだと思います。

しかし、川の流れ、高潮の様子、山の色、海のおい、山深い土地での暮らしなど、日々そこで生き暮らすからこそ感じ、わかることも多いはずです。そこで生き、暮らしていなければ、逆に言えば、わからないことも多いということです。

いずれ、ここにいる私たち誰もが議員でなくなります。自己保身などという薄っぺらな価値観ではなくて、あのとき踏みとどまってよかったと言える、そんな中身のある検討を三重県議会としてできること、それが可能な議会であることを強く強く願っています。

本条例案否決の委員長報告に反対し、条例案に賛同の意を最後に表明し、討論を終結いたします。どうか県議会議員各位のこの条例案に対する賛同を心からお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。御清聴いただきましてありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党津市選出の岡野恵美です。私は日本共産党を代表して、予算関係の10本の議案に反対の討論を行います。

安倍内閣の来年度予算は、憲法を変える動きに呼応して軍事費を大幅に増やす一方、大企業や富裕層優先で国民には冷たいアベノミクスを進め、社会保障の自然減さえ減らしながら、大企業への減税は引き続き行うなど、格差と貧困を一層拡大する予算となっています。特に生活保護費の削減は、自治体の保育料や就学援助、最低賃金などにも連動するもので、その及ぼす影響は決して少なくありません。

三重県の2018年度予算は、このような国の悪政から県民の命と暮らしを守るものでなければなりません。私たちは知事に昨年末、県民の安全と福祉の向上につながるよう来年度予算要望を行い、提案された予算案について県民への負担増の有無や公平性、県民に我慢を強いるものではあってはならないとの観点で見ました。その結果、提出された予算議案のうち議案第9号、第10号、第12号、第22号、第23号、第24号、第38号、第57号、第70号、第81

号について反対いたします。以下にその理由を申し上げます。

議案第9号一般会計予算について。まず歳入について。大企業の業績は上向いてきていると言われてはいますが、三重県の来年度予算の法人2税の収入見込みは今年度に比べて落ち込んでいます。2017年3月の有価証券報告書では、県内大企業の内部留保は、本田技研工業7兆9861億円、パナソニック2兆5116億円、凸版印刷8304億円、ヤマダ電機6402億円、ジェイテクト5250億円としっかりため込んでいることがわかります。三重県は最低賃金を引き上げ、全ての労働者の賃上げと安定した雇用の確保にもっと積極的に踏み出すべきです。さらに、法人県民税の超過課税は限度額いっぱいの1%まで取ることを重ねて提案いたします。

さて、三重県の財政は、予算編成に際し、3年連続財源不足になりました。そのため来年度予算では、県債管理基金への積み立てを見送り、企業庁からの借入金の返済期間の変更など禁じ手でのしのごうとしています。禁じ手はたびたび使えません。ここで大切なのは、なぜ財政が厳しくなったかを根本から問い直していただくことです。三重県財政を圧迫しているのは、過去の起債に起因する公債費によって歳出が圧迫されていることにあります。三重県の県債残高の推移と全国の動向を比べてみると、全国では2002年に建設地方債がピークになり、その後、低下していきませんが、三重県は全国より10年遅れて2012年に建設地方債のピークがあり、その後も減っていません。過去のRDF、長良川河口堰、廃棄物処理センターなどの失敗や、7割を占める建設土木債が財政を圧迫していますが、今なお東海環状自動車道や新名神高速道路、またそれと結ぶ高規格道路建設が進められ、来年度予算でも国直轄事業によるこの道路整備負担金は約109億円と大きいものです。日本共産党はこのような大型の公共事業は極力抑制すべきと考えます。

今年度予算では国策となったリニア中央新幹線関係費に昨年度より多い900万円が盛り込まれています。リニアについては談合事件が発覚し、逮捕者が出るなど新たな問題も起きています。私たちは三重県がリニア建設を促進していくことは、今後に大きな財政負担や環境問題などが想定されるため

絶対反対です。また、企業立地や促進のための補助金は、当議員団が反対し続けてきたシャープに対し、最後の支出である2億円が盛り込まれています。東芝への補助金は計上されていないようですが、これも払うことになっています。コンプライアンス違反の企業への補助金支出は納得いきません。

このように国におもねて大企業優遇や大型公共事業を進めたことで三重県の財政は大変厳しくなっています。この姿勢は改めるべきだと思います。知事は今回、全国に先駆けて子ども基金をつくり、子どものためだと宣伝していますが、子どもたちを貧困に陥らせないことこそ政治の責任ではないでしょうか。私は財政難をこそくな手段で乗り切るのではなく、その根本政策を転換することが重要だと訴えます。誰もが困窮したとき生活保護が受けられる社会に、大企業には応分の負担をしてもらい、地元の中小企業を元気にすることや、働く人々が生きがいと尊厳を持って働ける格差社会からの転換は今すぐ三重県政が行うべきことだと考えています。

続いて、個別施策について反対理由を申し上げます。子どもたちを賢くたくましく育てたい。これは親御さんの願いであると同時に三重県民が願っていることです。

ところで、10年連続学力テスト上位の福井県では、昨年12月19日の県議会で、福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書を採択しました。これは昨年3月に担任の行き過ぎた叱責が原因で自殺した中学2年生の事件をきっかけに、学力日本一のプレッシャーが教員と子どものストレスの要因になっていることと解明し、これでは多様化する子どもたちの特性に合わせた教育は困難と言わざるを得ないとして、過度の学力偏重は避けることや、教員の多忙化の解消への方策として、福井県独自の学力テストの取組を学校裁量に任せることなども求めています。

三重県では、今年もまた学力テストやみえスタディ・チェックが行われます。日本共産党は学力テストの点数で学力を押し量ることは間違いだと考えます。また、子どもに順番をつけて競わせることは、子どもや学校間に分断を持ち込み、学力テスト体制にしていくことで子どもに真の学力をつけるこ

とにはなりません。子どもの発達、個性は違います。それより教師が一人ひとりの子どもたちに向き合った、手がかけられるよう、みえ少人数学級の推進を望みます。

次に、新たな部落差別を生むことがないように人権施策の第一に同和問題を掲げることをやめ、人権センターの同和センターとしての位置づけを見直すことを求めます。

以前から1メートル1000万円もの工事費がかかると言われていた霞4号幹線の2車線化工事が完了しましたが、4車線化の計画は残っていることから、四日市港管理組合負担金に反対します。

また、県政だよりは以前のような個別配達に戻すことを求めます。

議案第10号県債管理特別会計予算は、県債管理基金への積み立てを見送ったことや1兆4000億円もの債務残高があることから反対です。

また、議案第12号国民健康保険事業特別会計予算は、県広域化、一元化にすべきではないと考えますので、当初予算には反対いたします。

議案第22号水道事業会計、議案第23号工業用水道事業会計、議案第24号電気事業会計は、日本共産党議員団が指摘してきたように、国に従って進めた事業の見通しの甘さが後々まで三重県民を苦しめることになっています。先の二つは水余りの中で強行した大型公共事業、長良川河口堰建設などの失敗があること、またRDF発電は市町に負担を押しつけ、ごみ減量に逆らってきたことから認めるわけにはいきません。今まで多額の税金をつぎ込んできた大失政だということを十分認識すべきだと思います。

議案第38号と議案第57号は、ともに県職員と公立学校職員の退職金を減らすものであり、反対します。

議案第70号中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定については、松阪処理区の流入量が伸びないために負担金の単価が増えています。負担金が増えることは下水道使用料にもはね返ることです。県として関係市町と協力して普及を増やす努力を求めます。

最後に、議案第81号三重県一般会計補正予算は、警察関係の横断歩道の塗
りかえ費用などが8871万円余ったということです。もともと2年間で2600カ
所の横断歩道を塗りかえることにして、1年目の今年に1715カ所塗りか
えたとのことです。財政当局が待たをかけずに引き続き残りの工事を進め
るべきだったと考えます。そうすれば少なくとも200カ所は今年度中に完了
できたわけで、県民の安全や安心につながったはずです。

以上、反対討論を申し述べさせていただきました。どうか御賛同いただき
ますようお願いして討論といたします。(拍手)

○議長(舟橋裕幸) 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長(舟橋裕幸) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、議案第2号から議案第8号まで、議案第11号、議案第13号から議
案第21号まで、議案第25号、議案第26号、議案第28号から議案第32号まで、
議案第34号から議案第37号まで、議案第39号から議案第54号まで、議案第
56号、議案第58号から議案第62号まで、議案第64号から議案第69号まで、
議案第71号から議案第80号まで、議案第82号から議案第102号まで及び議案
第106号から議案第118号までの100件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも
委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(舟橋裕幸) 起立全員であります。よって本案はいずれも委員長の報
告どおり可決されました。

次に、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第22号、議案第23号、
議案第27号、議案第33号、議案第38号、議案第55号、議案第57号、議案第
63号、議案第70号、議案第81号及び議案第103号から議案第105号までの16
件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議提議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案を委員長の報告どおり否決と決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立少数であります。よって本案は委員長の報告どおり決することは否決されました。

それでは、原案のとおり決することを採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（舟橋裕幸） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党を代表して私、岡野恵美が討論を行います。

私は、請願第45号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてと、請願第46号国民健康保険の一元化において県民生活に配慮しながら持続可能な国民健康保険制度を設計運営していくことを求めることについては、原案に賛成です。

したがって、請願第45号の委員長報告には賛成の討論を、請願第46号の委員長報告には反対の討論を行います。

請願第45号を提出された請願者は、被爆者の皆さんの長年の願いが実り、昨年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約に、日本政府として一日も早く署名し、批准することを求めるよう意見書の提出を願っておられます。

核兵器禁止条約は、国際法史上初めて核兵器を違法なものとしたもので、賛成国は122カ国です。既に56カ国が署名し、5カ国が批准しています。日本共産党は、志位委員長がこの条約を決めた国際会議に参加し、成功のために活動するなど、核廃絶を願い被爆者の皆さんとともに運動しています。

請願理由にもあるように、核兵器禁止条約の採択とあわせて、核兵器廃絶を訴えてきた国際NGOのICANがノーベル平和賞を受賞したことから、核兵器のない世界を望む国内外の世論は今一段と大きくなっています。被爆者の皆さんは今ヒバクシャ国際署名にも取り組むなど、核兵器廃

絶を求めて世界的な運動を行っていますが、何しろ皆さん高齢になっておられ、自分たちの生きている間に成し遂げたいと必死の思いで、唯一の被爆国である日本政府にも働きかけておられます。

核兵器禁止条約は、核廃絶条約ではないものの、全面的な核の禁止が実ったものです。今回請願者の願いに応じていただくことは、核のない世界をつくる大きな前進になるものと考えます。ぜひ御賛同いただきますようお願いいたします。

次に、請願第46号について申し上げます。この4月から国民健康保険が三重県全体に広域化され、三重県が財政運営の主体となることから、国民健康保険の保険料が過度に重くならないような制度設計を求めているものです。

国民健康保険制度は、今まで社会保障の大きな柱として運営されてきましたが、三重県では広域化に伴い、ややもするとこの位置づけが後退するのではないかと心配されています。

今回の請願は、医療を担う保険医協会の皆さんが、今より国民健康保険料が高くなり、保険料の滞納などで県民が必要な医療を受けられない事態は避けたいとの思いから提出されたものだとは推察いたします。

そのために、現在市町国保で行っている一般会計からの繰り入れや減免制度など市町の自主性を尊重し、各市町で大きな格差のある医療費水準を無理に統一することで保険料が高くないように、三重県として努力することを求めています。既に広域化により来年度から国民健康保険料を上げることを表明する自治体が生まれるなど、県民への影響が出始めています。

私は、もともと国民健康保険の広域化は、年金生活者や非正規労働者などが加入している基盤の弱い保険だという国民健康保険制度の持つ構造上の問題点をそのままにして、市町から県に広域化することで国の責任を回避しようとしたものと考えます。

国は広域化に当たって全国で3400億円の財政支援をしましたが、これが

将来的に保障されているわけではありません。安倍政権の社会保障費抑制の中で、国の公費負担が拡大されなければ国民健康保険料の大幅な値上げは避けられません。3月9日に厚労省が発表した平成28年度の国民健康保険（市町村）の財政状況についての速報では、保険料が高過ぎて滞納している世帯は、県内25万世帯の国保加入者のうち4万5000世帯が滞納。実に18%に上り、全国5番目の高さになっています。

それだからこそ、今、三重県が市町と協力し、県民生活に寄り添って財政運営を行うような仕組みをつくっておくことが必要だと考えます。そのために請願者は切実で重要な要求をしているのです。国民健康保険を持続可能な制度として、これからも使えるようにとの請願者の願いに賛同し、委員長報告に反対の討論といたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 伊賀市選出草の根運動いがの稲森稔尚です。私は、請願第45号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

核兵器禁止条約は、核兵器を使うことも、開発することも、保有することも、そして、これをもって威嚇することも全て違法とする内容になっています。広島、長崎の惨禍を知る人類の悲願、核兵器のない世界への実現に向けて、70年余りにしてようやく扉を開いた画期的な出来事です。私たちの目指すゴールは核兵器のない世界であり、核兵器禁止条約の採択は、その新たなスタートですが、これほどの大きな一歩は戦後の歴史の中でできなかったものです。特に注目すべきは、核兵器を使用すると威嚇の禁止も最終的に盛り込まれたことは、核抑止力という考え方を明確に否定することにつながり、大きなものがあるというふうに考えています。

核廃絶を目指す上で最も障害になっていることが二つあります。それは核軍縮は段階的に進めるべきという論議、そして核兵器を保有することが抑止力になるという核抑止論です。核拡散防止条約のもと、世界は核軍縮と拡散

防止について1970年から幾たびもの交渉を続けてきましたが、国際紛争が相次ぐ中で実りある成果は上がっていません。核抑止論の立場、つまり紛争解決の手段として核兵器があり、それをもって脅し合い、それが使われるかもしれないという恐怖がある以上、核をなくすことはできません。核を持つことで、脅しやにらみをきかせるという国があれば、自分たちも持ちたいと他国も言い出すことでしょう。核が再び使われれば、人類は破滅的な影響が避けられません。したがって、核兵器の使用の危険性が現実的に極めて高い状態にあるならば、どの国に対しても平等に核兵器は違法であるという国際的なルールを構築することこそ、安全保障上も具体的に有効に働いていくはずです。

しかし、残念なことに、安倍政権、日本国政府は、核兵器禁止条約の署名、批准を行わず、唯一の戦争被爆国としてのとるべき役割を果たそうとしていません。改めて日本国政府には、唯一の戦争被爆国として、被爆者とともに核兵器の廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する重い責任を自覚し、速やかに核兵器禁止条約に署名し、条約を批准することを強く求めて賛成討論いたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第45号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第46号国民健康保険の一元化において、県民生活に配慮しな

から、持続可能な国民健康保険制度を設計運営していくことを求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

意見書案審議

- 議長（舟橋裕幸） 日程第3、意見書案第1号旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める意見書案及び意見書案第2号核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第1号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

- 議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。22番 山内道明議員。

〔22番 山内道明議員登壇・拍手〕

- 22番（山内道明） 公明党四日市市選出の山内道明です。

我々公明党は21世紀を人道の世紀と位置づけ、経済やイデオロギーの争いから抜け出し、人間の幸福の追求に最大の価値を置く新しい時代と捉えています。その先端を行く人道主義の先進国として、貧困や紛争などあらゆる驚異から人間を守る人間の安全保障に立脚し、核兵器廃絶、平和、環境で世界に貢献する日本を目指しております。この立場から意見書案第2号核兵器禁

止条約への署名と批准を求める意見書に対して、賛成討論をさせていただきます。

まず、核兵器禁止条約について、核兵器の恐ろしさ、さらには被爆をされた犠牲者の悲惨さが正しく世界に発信されたことは大きな一歩であり、条約の前文にはヒバクシャの文字が刻まれ、自らの被爆体験を通じて核兵器の非人道性を訴え続けてきた被爆者の行動の重みがとどめられております。同様に日本の足場も同じ苦しみを誰にも味わわせてはならないとの被爆者の思いに置かなければなりません。よって、先の請願第45号は、ヒバクシャ国際署名をすすめる三重県の会より提出されていることから非常に重みのあるものと捉えております。

その上で、我々公明党は請願の趣旨に賛同はするものの、請願理由にある日本が国際的に孤立を深めているとの考えには疑問を呈するものであり、さらには核兵器禁止条約への早急な署名、批准については慎重な立場から賛否の意思表示を控えさせていただきました。

請願理由では、I C A N、核兵器廃絶国際キャンペーンの活動に触れておりますが、このI C A Nとは国際パートナーとして長年にわたり活動をともにしてきたS G I、創価学会インターナショナルは、現在世界192カ国地域にその活動の場が広がり、世界的な平和運動を展開しております。S G Iは、広島や長崎の被爆者、核の被害を受けた世界の被爆者を初めとする市民社会の連帯に連なり、I C A Nとの共同制作による展示を通じた核兵器の非人道性に関する意識啓発や国連への作業文書提出などを通して、核兵器禁止条約の制定プロセスに深くかかわってきております。このような団体が世界的にも認知され、高く評価されているということは、日本の平和外交に大きく寄与しているものと考えられます。

また一方で、核兵器禁止条約に対する各国の考え方について、核非保有国と核保有国並びに核依存国との間に隔たりがあるのが現状です。よって、条約への署名、批准については、核保有国や核依存国の賛同を得ながら丁寧に進めていく必要があります。

例えば、本年4月から5月にかけてNPT、核拡散防止条約の再検討会議の準備委員会が行われ、核軍縮に関する国連ハイレベル会合が5月に開催をされます。これは核兵器禁止条約の採択後、核保有国や核依存国も交えての初の議論の場であります。その場を通して2020年のNPT再検討会議に向けて各国が果たすことのできる核軍縮努力について方針を述べること、さらには核兵器禁止条約における開発や実験など、7項目にわたる禁止内容について一つ一つ丁寧にひもとき、段階的に検討していくことも一つの方法です。

そして唯一の戦争被爆国である日本が2020年に向けて核軍縮の機運を高める旗振り役になるとともに、これを機に核依存国の先頭に立つ形で核兵器禁止条約への参加を検討する意思を表明することを望むものであります。

最後に、核兵器の禁止と廃絶は、全ての国々、国際機関、そして市民社会の参画が欠かせない全地球的な作業であると考えられ、核兵器のない世界に向け建設的な議論が行われることを求めるとともに、国際社会において日本がイニシアチブを発揮すべきであると訴えるものであります。

以上、本意見書は公明党の主張する趣旨に合致するものであり、現実的な一歩をスタートさせる内容となっていることから、賛成の意を表明するものであります。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 意見書案第1号、第2号について私ども日本共産党は賛成の立場で討論に参加をいたします。

意見書案第1号旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める意見書案につきましては、旧優性保護法のもとで、精神疾患や遺伝性疾患などを理由に、本人の同意を得ずに優生手術が行われてきたことはあるまじきことです。また、たとえ同意があつてのものであったとしても、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すると定めた同法の定めの中で、法そのものが個人の意思決定に大きく強制性を持っていたという事実は否めません。この法が、新憲法が制定された翌年に制定されているというこ

とは驚きです。戦前の1940年の国民優生法思想を引きずったものです。

もともとは、ダーウィンの進化論に始まり、ナチスドイツや旧日本帝国などの軍国独裁政権で行われた、障がい者は不要とする誤った考え方、国家レベルの障がい者弾圧の差別にほかなりません。子どもを産んでよい人と子どもを産んではいけない人を国が選別するということでもあったわけです。

強制手術の被害者は、その後、結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴える人がいらっしやいます。強制手術の経緯の説明や不妊手術の実態調査の実施などを被害者や家族が要請し、2016年には国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、優生保護政策で障がいを理由に不妊手術を受けさせられた人に関して実態を調査研究し、被害者に法的な救済や補償を提供するように勧告していましたが、厚生労働省は全体的な実態調査や補償は法的裏づけがないのでできないと拒否してきました。

ここに来て三重県でも優生保護審査会資料の情報開示が一部なされ、知事も国から調査の依頼があれば積極的に協力し、丁寧に対応したいと発言されています。政府も、全国的な被害の実態調査を始める方針を固めたとされていますが、一刻も早い実態調査と、それによる補償への手立てを講じることを強く求め、賛同します。

次に、意見書案第2号核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書案については、先の請願において岡野県議より賛成討論をさせていただきました。広島、長崎と原爆の被害を受け、戦争における核兵器の唯一の被爆国である我が国、さらにはビキニ環礁水爆実験では、一般質問の関連で昨年発言させていただきましたが、第五福竜丸だけではなく、三重県の漁船も93隻その近辺にいて被爆をしているのではないかとということが言われておりますが、認定はされておりませんが、これは国会の委員会答弁の中でもきちんとした調査をすると言われながら、第五福竜丸だけが調査されて、この三重県の漁船は調査をされずに隠蔽されているということがあります。3度の核兵器の被害に遭っている請願者を筆頭に、核兵器は要らないという多くの県民の願いがここに集まって、多数によって請願が採択されました。意見書の提

出の運びとなり、ここに提案されております。

請願第45号では、タイトルは核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求めることとなっています。意見書案はもちろん内閣総理大臣へ出すわけですから、日本政府へということになりますが、タイトルから主語が抜けています。また、請願趣旨において、早急に署名の早急の意味合いが割愛されています。皆さん、お気づきですか。

被爆者の皆さんのこれまでの長い道のりの活動があって、7月7日の国連でのあの感動へ結集したことは周知のとおりです。高齢化する被爆者の皆さんにはもう時間がありません。そして、日本中ではもとより、世界中が日本の動きを注視しています。早急にということは大切な文言です。核の傘より理性と心情の傘のもとに集いましょう。

お伺いいたしましたところ、委員長以下委員の皆さんが、より多数賛同での本会議通過に向けて配慮されたと聞き及び、その御苦労に敬意を表し、一日も早い署名と批准を願いながら賛成とさせていただきます。

以上、御賛同よろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 意見書案第1号旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める意見書案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

旧優生保護法に基づく手術の強制は、個人の尊重や自己決定権、幸福追求権、性と生殖の健康・権利、平等原則を初め、基本的人権を侵害し憲法違反であるとともに、障がい者や患者への差別であることは明らかです。1996年の議員立法で優生思想に基づく規定を削除するなどの母体保護法への改正が行われたところですが、国の統計では旧法に基づく本人の同意がない優生手術は、1949年から94年の間に1万6475件が実施されました。手術を受けた方の高齢化が進み、いまだに声を上げることができない方たちも少なくありません。優生手術強制の歴史があったスウェーデンやドイツでは、1990年代後

半から国が実態を調査して被害者に謝罪をし、法整備を経て補償も行っています。

国連人権委員会や女性差別撤廃委員会が、日本政府に対して被害者への謝罪と賠償を求める勧告が再三行われていますが、いまだに政府は旧優生保護法のもと適法に行われていたという姿勢そのものは崩していません。これまで述べてきたように、旧優生保護法は憲法第13条が定める幸福追求権をはじめ憲法に違反していることは明らかであり、憲法に違反している法律はその効力を持たない、そういうことは言うまでもありません。国の責任で過去の誤りをきちんと総括し、強制不妊手術、子宮摘出等の様々な被害実態の速やかな解明を進めるとともに、人権侵害を認め、被害者に対する謝罪や補償等の救済措置のための立法措置を一刻も早く急ぐ必要があります。

その上で、強制不妊手術の実施に当たり都道府県が設置する優生保護審査会が決定してきたという行政責任から目を背けてはなりません。三重県として直ちに取り組めることは数多くあります。県として国に対して実態調査や謝罪、補償を強く求めること、市町や医療機関とも連携をして過去の資料を掘り起こし実態解明やその歴史を明らかにすること、高齢化も進み声の上げにくい被害者の皆さんに相談窓口を設置すること、旧優生保護法の過ちを広く県民に伝え人権や障がい者施策の充実に生かすことなどです。

先日、三重県の優生保護審査会の議事録を情報公開請求をいたしました。その議論の中に、もし受胎をし、子どもを産んだとして、その本人、子ども周辺の不幸は必然である、そういう発言が飛び交う中で、驚いたことに、この審査会には自民党と旧社会党の県議会議員も委員を務めており、議会としてもこの強制不妊手術の決定に関与していたということもわかりました。その歴史の上にある県議会に身を置く私たち一人ひとりが決して忘れてはならないことだと思えます。

今、相模原の障がい者施設の殺傷事件、あるいは新たに保険適用までされるという妊婦の出生前診断など、優生思想は形を変えて今なお根強くこの国に存在をしています。優生思想を根絶し、障がいがあるなしにかかわらず誰

もがともに生きられる社会の実現に向けて、この意見書案への御賛同を心からお願いを申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟橋裕幸） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

○議長（舟橋裕幸） 日程第4、決議案第1号2025年国際博覧会の誘致に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 私は日本共産党を代表して、2025年国際博覧会の誘致に関する決議案に反対の討論を行います。

日本共産党大阪府議団は、大阪府の松井知事などが進める夢洲に万博を誘致しようとすることに反対しています。私たち三重県議員団も、大阪府議団とその思いは同じですので、決議に同意することはできません。

同意できない理由は大きく3点です。

第1点は、大阪府の松井知事はじめ万博を推進している方々は、万博とともにカジノを誘致し、大阪の成長戦略の切り札にしようとしていることです。カジノは刑法で禁じられている賭博であり、ギャンブル依存症など社会的な問題を引き起こす心配があります。また地域経済や産業のまともな発展を阻害するおそれ大きいものです。新聞の世論調査で、万博会場の予定地の近くにカジノを含む統合型リゾートを誘致することに反対と答えた大阪府民は半数以上という結果が出ています。したがって、大阪府民が反対するこの計画を進めることは危険だと言わざるを得ません。

第2点は、夢洲に万博を持ってくることで、既に破綻した巨大開発の再燃を狙っているということがあるようです。大阪湾の夢洲などで大阪湾ベイエリア開発計画は関西財界を先頭に進められてきましたが、これまでに大きな破綻を来し、関係者も失敗を認めているようです。大阪府議団は、莫大な税金を投入しながら破綻した計画のストップを要求しています。

第3点は、大阪府民の皆さんの負担が大きいということです。大阪府の基本構想では、会場建設費は1200億円から1300億円、運営費は690億円から740億円で、これを国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担するようです。これ以外にも万博会場に不可欠な用地や鉄道等を整備する関連事業費が730億円必要だとのこと。計画が進めば、さらに莫大な費用がかかる懸念

があると言われていいます。当然大阪府民の負担となってくるおそれがあります。

このように2025年の万博は、大阪府民が喜んで受け入れているものではありません。大阪府議団は、府民合意のない万博、カジノ誘致を白紙に戻し、再検討することを求めています。私たち日本共産党三重県議員団は、万国博覧会は何が何でも反対という立場はとっておりません。産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという理念そのものは賛同しております。

ただ、以上の理由で、松井大阪府知事や大阪府議会が進めている大阪・関西での2025年万国博覧会には賛成することはできないということを重ねて申し上げて討論といたします。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

〔賛成者起立〕

本案原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（舟橋裕幸） 日程第5、議提議案第2号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び議提議案第3号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（舟橋裕幸） 提出者の説明を求めます。31番 津田健児議員。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） ただいま議題となりました議提議案2件につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

まず、議提議案第2号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手当の算定方法の改正を行うものであります。

次に、議提議案第3号三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案は、議会経費の縮減のため、本年4月1日から平成31年4月29日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1人当たり15万円から8万4000円に減額するものであります。

なお、いずれの条例も、平成30年4月1日から施行するものであります。以上をもちまして、提案の説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採

決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

議提議案第2号及び議提議案第3号を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟橋裕幸） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（舟橋裕幸） 日程第6、議提議案第4号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

議提議案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明23日から29日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明23日から29日までは休会とすることに決定いたしました。

3月30日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。
午後0時12分散会